

2009年11月24日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿
財務大臣 藤井裕久 殿
厚生労働大臣 長妻 昭 殿
厚生労働副大臣 長浜博行 殿
政府税制調査会委員 殿

栃木県保険医協会
会長 戸村光宏

社会保険診療報酬に対する 事業税非課税措置を存続させることについての要望

前略、貴職の国政に果たされます重責に敬意を表するものです。

私ども栃木県保険医協会、栃木県の開業医科・歯科保険医770人で構成する団体です。

現在、2010年度税制改正にむけた議論が行われていますが、医療機関の社会保険診療報酬にかかる事業税（地方税）が非課税となっている特別措置について、政府税制調査会の仮査定では、担当諸官庁の「要望内容の抜本的見直しができなければ（存続は）認められない」との判断を示したとの報道がされています(MEDIFAX11/19)。

この事業税非課税措置は、税制改正のたびにくり返し議論されてきましたが、その高い公共性から存続措置がとられてきました。ご承知のとおり、事業税の前身は営業収益税（国税）で、本来資本収益に対する課税という性格をもっています。現在の事業税は1954年にその制度が確立されましたが社会保険診療報酬に係わる事業税の非課税措置は、1952年に議員立法により創設されました。

社会保険診療報酬に対する事業税の非課税措置は、①国民の健康と命を守り、②社会保険診療報酬は公に定められており、国民皆保険制度と不可分の関係にあり、③学校健診・救急医療など地方自治体のサービスに主体的に携わっており、④医療の営利性は禁じられている、⑤応召義務があり、正当な理由なく治療を拒否することはできない、等々保険医療機関のきわめて高い公共性、行政サービスの一翼としての機能からみても、非課税には合理性があり、長年にわたって保険診療の持つ公共性・公益性に鑑みた税制措置として実施されてきました。

「医療崩壊」を建て直すためには、地域医療を支える医療機関全体の底上げが必要であり、地域医療を守り充実した医療をおこなっていくためにも、医療の公共性・公益性を保障する上、税制のかなめともいえるものです。また2009年6月医療経済実態調査に基づき、当該措置撤廃の場合の増税額を試算すると、医科個人診療所で年間573万円、歯科個人診療所で同187万円の増税となります。現況において本措置を撤廃することは医療崩壊に掉差す結果ともなります。

以上の点から、私たちはくり返しその存続を要望させていただきましたが、改めて以下要望をさせていただきます。

[要望]

- 1、社会保険診療報酬に対する事業税の非課税措置の廃止については反対であり、存続すること。